

日本セラミックス大賞規程

2025年2月27日改訂 理事会承認

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会が細則 別表.6 に定める日本セラミックス大賞について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 日本セラミックス大賞は、セラミックスの産業において発明、開発あるいは実用化等又はセラミックスの科学・技術に関する発見等において独創性のある画期的な業績を挙げた者にこれを贈り表彰する。

(表彰の件数)

第3条 表彰の件数は毎年度1件程度とする。

(選考委員会)

第4条 受賞者選考のため、日本セラミックス大賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 日本セラミックス大賞選考委員会の構成は、会長及び日本セラミックス大賞委員若干名とし、会長が委員長となる。
- 3 日本セラミックス大賞選考委員は、会長が元会長、前会長、顧問及び理事のなかから選び、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 委員長は、毎年1回定期に委員会を招集し議長を務める。
- 5 委員の任期は原則として1年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 推薦者及び被推薦者は、選考委員会の構成員になることができない。

(受賞候補者の推薦)

第5条 受賞候補者を推薦する有資格者及びその推薦方法は次のとおりとする。

選考委員会は、幅広く候補者を選考するために、日本セラミックス大賞候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を置く。会長は内規に基づき推薦委員会の委員を委嘱する。推薦委員会は、受賞候補者を選出し、日本セラミックス大賞選考委員会へ推薦する。

- 1 推荐委員会あて、支部長及び部会長は、複数件の推薦をすることができる。
- 2 推荐委員会あて、個人会員は、5名以上の連名により、受賞候補対象1件を推薦することができる。ただし、同一個人会員が同時に2件以上の候補対象を推薦する

ことはできない。

(推薦手続)

第 6 条 推薦者は会長あて、所定の推薦書を協会に提出するものとする。

(決定)

第 7 条 会長は、日本セラミックス大賞選考委員会における日本セラミックス大賞受賞候補対象の選考結果を理事会に報告し、承認を得て決定する。

(表彰及び賞)

第 8 条 表彰は、毎年度の定期総会終了後に開催される表彰式の席上にて行うものとし、賞状および副賞を授与する。。

(規程の変更)

第 9 条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則 この規程は、理事会承認の日（昭和 63 年 3 月 15 日）から施行する。

(改定の経緯)

1988年	3月15日制定	理事会承認
2001年	1月25日改訂	理事会承認（定款及び細則変更により第4条一部変更）
2014年	7月29日改訂	理事会承認（表彰の件数、受賞候補者の推薦方法変更と毎年定期開催など第3、4、5条及び8条の一部変更）
2016年	5月18日改訂	理事会承認（第4条6項を追記し、選考委員会委員は推薦者になれないことを明記した）
2020年	2月27日改訂	理事会承認（第4条5項委員任期変更）
2024年	11月28日改訂	理事会承認（第1条細則別表.6を追加、第8条表彰式の明文化、第9条表彰委員会の議を経ることを追加）
2025年	2月27日改訂	理事会承認（第3条表彰の件数の変更、第4条6項被推薦者も選考委員会の構成員になれない旨を追加）